

各所属長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

岐阜県警察の監察に関する訓令の制定について（例規通達）

このたび、監察に関する規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 2 号）が制定され、また、警察庁の行う監察に関する訓令（昭和 3 3 年警察庁訓令第 1 4 号）が改正されたことに伴い、岐阜県警察監察規則（昭和 3 0 年岐阜県警察訓令第 5 号）を全面改正し、別添のとおり「岐阜県警察の監察に関する訓令」として、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行することとしたが、その改正要点は下記のとおりであるので誤りのないようにされたい。

記

1 改正要点

(1) 訓令の名称

訓令の名称を「岐阜県警察の監察に関する訓令」に変更した。

(2) 監察執行官の明示（第 2 条関係）

監察を行う者を監察執行官とし、本部長及び本部長が指名する者をもって充てることとした。

また、監察執行官により指名された者を監察補佐官として監察の補佐に当たらせることができることとした。

(3) 監察の種別（第 3 条関係）

従来の監察は、総合監察、随時監察、特命監察の 3 種としていたが、これを総合監察と随時監察の 2 種類とし、監察対象所属を限定しないこととした。

特命監察は随時監察の一態様として行うこととした。

(4) 公安委員会への報告（第 4 条及び 7 条関係）

監察の実施に当たっては、原則として監察の種類、実施項目、監察の対象所属、実施時期について年度毎の監察実施計画を策定して公安委員会に報告することとした。

また、総合監察の実施結果については年度末に一括して、また、随時監察の実施結果については四半期毎に、公安委員会に報告することとした。

【別添省略】